

津山市監査委員告示第1号
平成29年5月8日

地方自治法第199条第12項の規定により平成28年度出資団体監査の結果に基づき措置通知があったので、同項の規定によりその内容を別紙のとおり公表する。

津山市監査委員 久 常 勝 實
津山市監査委員 竹 内 邦 彦

監査の対象

団体名 公益財団法人 津山文化振興財団
所管部署 生涯学習部文化課

監査期間

平成28年9月5日～平成29年2月22日

措置等の内容

[公益財団法人 津山文化振興財団]

指摘事項	津山文化センター等の利用料領収書を発行する時は、現金取扱いに対する責任の明確化の観点から、取扱った職員が分かるよう工夫されたい。	
区分 (該当に 印)		1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	直ちに、利用料領収書に取扱者氏名を明記するよう改めた。	

[公益財団法人 津山文化振興財団]

指摘事項	津山文化センターの利用を許可した場合は、津山文化センター条例施行規則第3条に定められている利用許可書を交付されたい。	
区分 (該当に 印)		1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	直ちに、利用許可書を交付するよう改めた。	

[生涯学習部文化課]

指摘事項	津山文化センター条例施行規則第3条に定められている利用許可書が交付されていなかったため、規則に基づいた事務処理が行われるよう指導されたい。	
区 分 (該当に 印)		1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等 の 内 容	ご指摘に基づき、センターの利用を許可したときは、津山文化センター利用許可書を申請者に交付するよう指導を行った。	